

## 環境基準について

人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことが望ましいか、目標を定めたものが環境基準です。

環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標です。

これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていかうとするものです。

また、汚染が現在進行していない地域については、少なくとも現状より悪化することとならないように環境基準を設定し、これを維持していくことが望ましいものです。

環境基準は、現に得られる限りの科学的知見を基礎として定められているものであり、常に新しい科学的知見の収集に努め、適切な科学的判断が加えられていかなければならないものとされています。

日常的に過酷な条件が重なる現場においては、従事される方の健康を維持する為、また国が定める基準値に達する為、指標としてご活用下さい。

環境基準等一覧表

| 汚染物質                     | 人の健康への影響                      | 主な発生源                  | 環境基準                                                                       |
|--------------------------|-------------------------------|------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> ) | のどや肺を刺激し、気管支炎や上気道炎などを起こす      | ボイラー、自動車、硫酸、パルプなどの製造工場 | 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下で、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。                                |
| 二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> ) | のどや肺を刺激し、気管支炎や肺水腫などを起こす       | ボイラー、自動車、焼却炉、火力発電所     | 1時間値の1日平均値が0.04ppm～0.06ppmまでのゾーン内、又はそれ以下であること。                             |
| 一酸化炭素 (CO)               | 血液中のヘモグロビンと結びつき神経系に影響を及ぼす     | 自動車                    | 1時間値の1日平均値が10ppm以下で、かつ8時間平均値が20ppm以下であること。                                 |
| 光化学オキシダント (Ox)           | 目、のどなどを強く刺激する                 | 窒素酸化物と炭化水素の光化学反応       | 1時間値が0.06ppm以下であること。                                                       |
| 浮遊粒子状物質 (SPM)            | 気管支や肺胞に沈着し、呼吸器系疾患を起こす         | 焼却施設、自動車               | 1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下で、かつ1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。 |
| 炭化水素 (HC)                | 粘膜を刺激し、中枢神経に影響を及ぼす            | 自動車、焼却施設、有機溶剤の製造、塗布    | なし。                                                                        |
| ベンゼン                     | 発ガン性がある                       | 石油精製、石油化学、コークス炉        | 1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。                                      |
| トリクロロエチレン                | 皮膚・粘膜への刺激作用、頭痛・めまい等の神経への影響がある | 金属加工、化学工業              | 1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。                                        |
| テトラクロロエチレン               | 皮膚・粘膜への刺激作用、頭痛・めまい等の神経への影響がある | 金属加工、化学工業、ドライクリーニング等   | 1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。                                        |
| ジクロロメタン                  | 中枢神経に対する麻酔作用がある               | 金属加工、化学工業              | 1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。                                       |

ダイオキシン類

| 大気に係る環境基準                                   | 水質に係る環境基準                  | 水底の底質に係る環境基準           | 土壌に係る環境基準                |
|---------------------------------------------|----------------------------|------------------------|--------------------------|
| 大気1m <sup>3</sup> あたり<br>0.6pg-TEQ以下 (年平均値) | 水1ℓあたり<br>1pg-TEQ以下 (年平均値) | 底質1gあたり<br>150pg-TEQ以下 | 土壌1gあたり<br>1,000pg-TEQ以下 |

人の健康の保護に関する環境基準 (公共用水域及び地下水質)

| 項 目   | カドミウム          | 全シアン           | 鉛           | 六価クロム       | 砒素            | 総水銀              | アルキル水銀   |
|-------|----------------|----------------|-------------|-------------|---------------|------------------|----------|
| 基 準 値 | 0.01mg/ℓ以下     | 検出されないこと       | 0.01mg/ℓ以下  | 0.05mg/ℓ以下  | 0.01mg/ℓ以下    | 0.0005mg/ℓ以下     | 検出されないこと |
| 項 目   | PCB            | ジクロロメタン        | 四塩化炭素       | 1,2-ジクロロエタン | 1,1-ジクロロエチレン  | シス-1, 2-ジクロロエチレン |          |
| 基 準 値 | 検出されないこと       | 0.02mg/ℓ以下     | 0.002mg/ℓ以下 | 0.004mg/ℓ以下 | 0.02mg/ℓ以下    | 0.04mg/ℓ以下       |          |
| 項 目   | 1,1,1-トリクロロエタン | 1,1,2-トリクロロエタン | トリクロロエチレン   | テトラクロロエチレン  | 1,3-ジクロロプロペン  | チウラム             |          |
| 基 準 値 | 1mg/ℓ以下        | 0.006mg/ℓ以下    | 0.03mg/ℓ以下  | 0.01mg/ℓ以下  | 0.002mg/ℓ以下   | 0.006mg/ℓ以下      |          |
| 項 目   | シマジン           | チオベンカルブ        | ベンゼン        | セレン         | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | ふっ素              | ほう素      |
| 基 準 値 | 0.003mg/ℓ以下    | 0.02mg/ℓ以下     | 0.01mg/ℓ以下  | 0.01mg/ℓ以下  | 10mg/ℓ以下      | 0.8mg/ℓ以下        | 1mg/ℓ以下  |

(備考) ・平成11年2月22日、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素の3項目が追加された。  
・海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

土壌溶出量基準値

| 項 目   | カドミウム         | 全シアン             | 有機燐                                  | 鉛                |
|-------|---------------|------------------|--------------------------------------|------------------|
| 基 準 値 | 0.01mg/ℓ以下    | 検出されないこと         | 検出されないこと                             | 0.01mg/ℓ以下       |
| 項 目   | 六価クロム         | 砒素               | 総水銀及びその化合物                           |                  |
| 基 準 値 | 0.05mg/ℓ以下    | 0.01mg/ℓ以下       | 総水銀0.0005mg/ℓ以下であり、かつアルキル水銀が検出されないこと |                  |
| 項 目   | PCB           | ジクロロメタン          | 四塩化炭素                                | 1, 2-ジクロロエタン     |
| 基 準 値 | 検出されないこと      | 0.02mg/ℓ以下       | 0.002mg/ℓ以下                          | 0.004mg/ℓ以下      |
| 項 目   | 1, 1-ジクロロエチレン | シス-1, 2-ジクロロエチレン | 1, 1, 1-トリクロロエタン                     | 1, 1, 2-トリクロロエタン |
| 基 準 値 | 0.02mg/ℓ以下    | 0.04mg/ℓ以下       | 1mg/ℓ以下                              | 0.006mg/ℓ以下      |
| 項 目   | トリクロロエチレン     | テトラクロロエチレ        | 1, 3-ジクロロプロペン                        | チウラム             |
| 基 準 値 | 0.03mg/ℓ以下    | 0.01mg/ℓ以下       | 0.002mg/ℓ以下                          | 0.006mg/ℓ以下      |
| 項 目   | シマジン          | チオベンカルブ          | ベンゼン                                 | セレン              |
| 基 準 値 | 0.003mg/ℓ以下   | 0.02mg/ℓ以下       | 0.01mg/ℓ以下                           | 0.01mg/ℓ以下       |
| 項 目   | ふっ素           | ほう素              |                                      |                  |
| 基 準 値 | 0.8mg/ℓ以下     | 1mg/ℓ以下          |                                      |                  |